二　前項に掲げる原戸籍の謄本、抄本又は原戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、新上五島町役場又は長崎地方法務局佐世保支局に照会すること。

平成二十九年四月二十四日

法務大臣　金田　勝年

長崎県南松浦郡上五島町続濱ノ浦郷三百六十八番地　辻　マキ

○法務省告示第二百十二号

茨城県常陸大宮市役所備付けの次の戸籍が滅失した。

平成二十九年四月二十四日

法務大臣　金田　勝年

茨城県那珂郡上野村大字宇留野二百六十一番地の一　根本　なつ

○法務省告示第二百十三号

福井県小浜市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十九年五月二十四日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、小浜市役所又は福井地方法務局小浜支局に照会すること。

平成二十九年四月二十四日

法務大臣　金田　勝年

福井県遠敷郡遠敷村遠敷第百十四号二十二番地　重田伊之助

○文部科学省告示第七十一号

教科用図書検定規則（平成元年文部省令第二十号）第四条第二項の規定に基づき、平成三十年度において教科用図書の検定の申請を行うことができる教科用図書の種目及び期間を次のとおり告示する。

平成二十九年四月二十四日

文部科学大臣　松野　博一

一　中学校用教科用図書（中学校学習指導要領（平成二十年文部科学省告示第二十八号）に基づき教科用として編修された図書をいう。）

教科	受理種目	受理単位	期間
国語	書写	第一学年から第三学年用　一	平成三十年四月十日から同月十三日まで
社会	社会（地理的分野）	第一学年及び第二学年用　一	平成三十年四月十七日から同月二十日まで
	社会（歴史的分野）	第一学年から第三学年用　一	
	社会（公民的分野）	第三学年用　一	
	地図	第一学年から第三学年用　一	
数学	数学	第一学年用　一	
技術・家庭	技術・家庭（技術分野）	第一学年から第三学年用　一	
	技術・家庭（家庭分野）	第一学年から第三学年用　一	
外国語	英語	第一学年から第三学年用　一	
国語	国語	第一学年用、第二学年用、第三学年用　各一	
数学	数学	第二学年用　一	平成三十年四月二十四日から同月二十七日まで
理科	理科	第一学年用、第二学年用、第三学年用　各一	
数学	数学	第三学年用　一	
音楽	音楽（一般）	第一学年用、第二学年及び第三学年用　各一	
	音楽（器楽合奏）	第一学年から第三学年用　一	
美術	美術	第一学年用、第二学年及び第三学年用　各一	
保健体育	保健体育	第一学年から第三学年用　一	

○厚生労働省告示第百八十二号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第三十七条第一項の規定に基づき、次の団体を認定個人情報保護団体として認定したので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十九年四月二十四日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

一　名称　一般社団法人　国際情報セキュリティーマネジメント研究所

二　住所　神奈川県横浜市西区北幸一丁目二号十三番横浜西共同ビル五階

三　代表者の氏名　理事長　吉野　敏明

四　認定の日　平成二十九年三月十五日

○農林水産省告示第七百四十九号

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）第五条第二項の規定に基づき、平成十九年十月十一日農林水産省告示第千二百二十五号（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令第五条第二項の規定による農林水産大臣が指定する法人を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月二十四日　農林水産大臣　山本　有二

第十四号中「羽生市大字上羽生四百六十二番地」を「加須市大越三千七百五十六番地一」に改める。

第五百十五号の次に次の一号を加える。

五百十五の二　株式会社信州市田酪農　長野県下伊那郡高森町出原百六十二番地二　平成二十八年四月

第五百四十四号を第五百四十五号とし、第五百四十三号の次に次の一号を加える。

五百四十四号　株式会社徳苗　徳島県阿波市市場町大俣字土井二十三番地　平成二十八年七月

本則に次の六号を加える。

五百四十六　紀中森林組合　和歌山県日高郡日高川町大字寒川二百二十三番地　平成二十八年十一月

五百四十七　おおきく土地改良区　熊本県菊池郡大津町大字陣内千七百八十二番地二　平成二十八年十二月

五百四十八　千秋農産加工株式会社　愛知県一宮市千秋町佐野二千七百九十番地の一　平成二十九年一月

五百四十九　熊本市南土地改良区　熊本県熊本市南区奥古閑町千九百五番地一　平成二十九年一月

五百五十　みなみ北海道農業共済組合　北海道苫小牧市若草町五丁目五番三号　平成二十九年三月

五百五十一　北海道中央農業共済組合　北海道深川市一条五番五号　平成二十九年三月